

# 特別定額給付金申請書の記入例

① 申請日を記入してください。

**特別定額給付金申請書**

00000001

申請日 令和 年 月 日

申請書番号  
10000001

市区町村  
受付印

清瀬市長 様

② 世帯主(申請・受給者)

(フリガナ)		現 住 所	生年月日
氏 名			
チユウオウ マサヨシ		東京都行政市北町1丁目1番1号	昭和51年06月15日
署名(又は記名押印)			
		日中に連絡可能な電話番号 ( )	

下記の事項に同意の上、特別定額給付金を申請します。

- ① 受給資格の確認に当たり、公簿等で確認を行うことがあります。
- ② 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。また、他の市区町村に居住地の確認をさせていただくことがあります。
- ③ 清瀬市が、下記に記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振り込みが完了せず、かつ、申請受付期間内に、清瀬市が、世帯主(申請・受給者)又はその代理人に連絡・確認できない場合には、清瀬市は当該申請を取り下げられたものと見なします。
- ④ 他の市区町村で特別定額給付金を受給した場合には、返還をしていただきます。
- ⑤ 住民基本台帳に登録されている者の属する世帯の世帯主以外の世帯員が、一定の事由により、特別定額給付金を受給していることが判明した場合には、返還をしていただきます。

○ 給付対象者(下記の記載内容をご確認ください。もし記載の誤りがあれば、朱書きで訂正してください。)  
※給付金の受給を希望されない方は拒否欄に○印をご記入ください。

氏 名	続柄	生年月日	拒否	氏 名	続柄	生年月日	拒否
1 中央 正義	世帯主	昭和51年06月15日	9				
2 中央 愛	妻	昭和51年01月02日	10				
3 中央 情熱	子	平成13年01月02日	11				
4 中央 未来	子	平成16年01月02日	12				
5			13				
6			14				
7			15				
8			16				

支給合計金額 40 万円

○ 受取口座について  
指定の金融機関口座(世帯主(申請・受給者)又はその代理人の口座に限ります。)

⑤ 【受取口座記入欄】(長期間入出金のない口座を記入しないでください。)  
※通帳番号の記載誤りがないか再度ご確認ください。通帳番号の記載誤りがあると、給付が遅れることがあります。

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支 店 名	分 類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
	支店コード			

⑥

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は、※欄にご記入ください。)	通帳番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見聞き左又はキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。	1 0		

代理人が申請する場合は、裏面の代理申請(受給)にご記載ください。

裏面に貼り付け

- ・申請者(原則世帯主)の本人確認書類の写し
- ・申請者(原則世帯主)の振込金融機関の口座確認書類の写し

② 世帯主の氏名・住所・生年月日を確認し、世帯主の方の署名と電話番号を記入してください。

③ 世帯主と同一世帯の方の氏名が印字されています。誤りがある場合は、朱書きで訂正してください。「拒否」欄に○をすると給付されませんのでご注意ください。

⑤ ゆうちょ銀行以外の金融機関の口座への振込みをご希望される方は、こちらにご記入ください(世帯主またはその代理人の口座に限る)。

④ 受給を拒否される方がいる場合は、その方の分を差し引いた金額に朱書きで訂正してください。なお、全員が拒否する場合、申請書の返送は不要です。

⑥ ゆうちょ銀行の口座への振込みをご希望される方は、こちらにご記入ください(世帯主またはその代理人の口座に限る)。

※本人による申請が困難な方は代理人による申請が可能です。その場合は、申請書裏面に必要事項を記入してください。詳しくは、清瀬市特別定額給付金コールセンター☎0120-917570へお問い合わせください。

## 6月1日より、公共施設の利用制限を段階的に解除します

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い発令された緊急事態宣言が5月25日に解除され、東京都の緊急事態措置も段階的に解除されることから、その動向を踏まえ、市内公共施設等の利用制限を6月1日から段階的に解除します。利用できる施設

や利用に際しての注意点などは、各公共施設へお問い合わせいただくか、市ホームページからご確認ください。ただし、図書館(これまでに予約していた本の貸し出し、返却業務のみ)と郷土博物館は、5月27日から利用を再開しています。

### 利用の際の 注意点

以下に当てはまる催しや会議での利用は6月末まで引き続きできません

- ▶ 室内での飲食(水分補給は除く)を伴うイベントや会議など
  - ▶ 調理室や合唱など飛まつが広範囲に飛ぶ活動など
  - ▶ 夜間の活動
- 詳しくは、各公共施設へお問い合わせください。

### ご利用を考えている皆様へ

- ・手洗いの徹底
- ・マスクの着用
- ・消毒液の活用



これらの感染症対策にご協力をお願いします。また、体調が優れないなど、少しでも不安がある場合は施設のご利用をお控えいただきますようお願いいたします。

### 納税に ご協力を

- 夜間納税・納税相談 6月24日(水)・25日(木)いずれも午後8時まで
- 土曜納税・納税相談 6月13日(土)午前9時～正午
- 日曜納税・納税相談 6月28日(日)午前9時～午後4時
- 場いずれも市役所徴収課窓口 徴収課徴収係 ☎042-497-2045